

浜松市ウェルネス認証事業費補助金 募集案内

「予防・健幸都市」の実現に向け、市民の多様な健康ニーズへの対応や健康無関心層の行動変容を促進するため、市内の企業及び団体が2者以上の連携で実施する予防・健康事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

1 対象事業

補助対象者を含む2者以上のもので実施する、次のいずれかに該当する事業

1	生活習慣病予防に関する事業
2	フレイル予防に関する事業
3	健康増進に関する事業
4	健診(検診)受診率の向上に関する事業
5	健康無関心層の行動変容を促す事業
6	その他、予防・健幸都市の実現に寄与する事業

▼対象とならない事業

- ✓ 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業
- ✓ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- ✓ 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- ✓ 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- ✓ 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- ✓ 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- ✓ 当該年度において、内容が同一の申請をした事業

2 対象期間（事業期間）

補助金交付の決定日(令和3年11月下旬を予定) ～ 令和4年3月31日

※事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、対象経費の支払いを完了した上で、実績報告書の提出が必要ですのでご注意ください。

3 補助率・限度額・対象経費

補助率:1/2以内 補助限度額:50万円(ただし予算の範囲内)

対象経費:事業の実施に要する経費のうち、直接要する次の経費が対象となります。

報償費	講師・出演者等への謝金等 ※事業実施者の社員等への謝金・給与等は対象外
旅費	講師・スタッフ等への交通費等
需用費	消耗品費、燃料費、電気料、ガス代、印刷製本費、修繕費、 広告宣伝費、その他物件費等
役務費	電話料、郵便料、事業実施に係る保険料等
委託料	事業委託費等
使用料及び賃借料	会場・資機材等の使用・借上げに要する経費等
備品購入費	備品の購入費
その他	市長が必要と認める経費

▼対象とならない経費

- ✓ 領収書その他支払いを証する書類(名宛人が申請者と同一名義のものに限る。)が提出できない経費(交通費等の実費弁償分を除く。)
- ✓ 飲食代(講師、出演者等の分を含む。)

4 対象者

補助の対象となる主たる者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- | |
|---|
| 1 市内に本社、本店、支店、営業所などの事務所を置いていること。
(なお、従たる事業者は、市内に事務所がなくても対象となります。) |
| 2 浜松市税を完納していること。 |
| 3 (納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては)
市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること
又は指定されていないことについて正当な理由があること。 |

▼対象とならない者

- ✓ 暴力団(浜松市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ✓ 暴力団員等(浜松市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)
- ✓ 暴力団員等と密接な関係を有する者
- ✓ 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- ✓ 公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

5 補助のながれ



6 申請方法

事業提案書の提出

令和3年10月15日(金)17時15分までに、次の書類をご提出ください。

- ・事業提案書(第1号様式)
- ・収支計画書(第2号様式)
- ・企業・団体の概要書(第3号様式)

※様式は下記ホームページからダウンロードしてください。

補助金交付要綱も掲載していますので、合わせてご確認ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kenkozoshin/wellness/ninshohojokin.html>



7 申請先・問い合わせ先

浜松市 健康増進課 ウェルネス推進グループ 担当:藤田・片桐

〒432-8550 浜松市中区鴨江 2-11-2

電話 053-453-6140 Mail wellness@city.hamamatsu.shizuoka.jp